

岩手県告示第768号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、定置漁業権の免許予定日、申請期間、存続期間、免許の内容たるべき事項、地元地区及び条件を次のとおり定める。

平成20年11月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 免許予定日 平成21年3月1日
- 2 申請期間 平成20年11月11日から平成21年1月13日まで
- 3 存続期間 平成21年3月1日から平成26年2月28日まで

注 各漁場区域の表示している角度の度数は、不動物体（方位標）からの角度の度数をもって表示した。

公示番号 定第1号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町種市地先（沖種市網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第8号の3 九戸郡洋野町種市漁港東防波堤上の標識

方位標 基点第8号（九戸郡洋野町種市漁港北側防波堤基部の標識）

ア点 基点第8号の3から方位標を見通した線を基準として105度30分2, 225メートルの点

イ点 基点第8号の3から方位標を見通した線を基準として107度30分3, 055メートルの点

ウ点 基点第8号の3から方位標を見通した線を基準として117度30分3, 055メートルの点

エ点 基点第8号の3から方位標を見通した線を基準として117度2, 355メートルの点

2 地元地区 九戸郡洋野町種市第15地割から第29地割まで及び第31地割から第45地割まで

3 条件

(1) 沖出し最端部並びにア、イ、ウ及びエの各点並びに元地から羽口までの間における中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれレーダー反射板をつけて海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第2号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町宿戸地先（土釜沖）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第16号の1 九戸郡洋野町宿戸漁港南側合の浜埋立地北角の標識

方位標 九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台の中心

ア点 基点第16号の1から方位標を見通した線を基準として258度1, 085メートルの点

イ点 基点第16号の1から方位標を見通した線を基準として264度30分2,055メートルの点

ウ点 基点第16号の1から方位標を見通した線を基準として279度2,040メートルの点

エ点 基点第16号の1から方位標を見通した線を基準として270度1,070メートルの点

2 地元地区 九戸郡洋野町種市第1地割から第8地割まで、小子内、有家及び中野

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第3号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町有家地先(有家網)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第27号の2 九戸郡洋野町有家剣崎の標識

方位標 九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台の中心

ア点 基点第27号の2から方位標を見通した線を基準として61度30分1,800メートルの点

イ点 基点第27号の2から方位標を見通した線を基準として66度30分2,480メートルの点

ウ点 基点第27号の2から方位標を見通した線を基準として80度30分2,390メートルの点

エ点 基点第27号の2から方位標を見通した線を基準として77度30分1,690メートルの点

2 地元地区 九戸郡洋野町種市第1地割から第8地割まで、有家及び中野

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第4号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町中野地先(中野網)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第31号の1 九戸郡洋野町中野高家漁港おいぐんま地区東護岸の標識

方位標 九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台の中心

- ア点 基点第31号の1から方位標を見通した線を基準として60度1,085メートルの点
- イ点 基点第31号の1から方位標を見通した線を基準として73度30分1,710メートルの点
- ウ点 基点第31号の1から方位標を見通した線を基準として91度1,550メートルの点
- エ点 基点第31号の1から方位標を見通した線を基準として77度30分905メートルの点

2 地元地区 九戸郡洋野町種市第1地割から第8地割まで、有家及び中野

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第5号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 久慈市侍浜町桑畑地先(沖桑畑網)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第33号 久慈市侍浜町桑畑マンナイダの標識

方位標 九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台の中心

ア点 基点第33号から方位標を見通した線を基準として91度820メートルの点

イ点 基点第33号から方位標を見通した線を基準として91度1,515メートルの点

ウ点 基点第33号から方位標を見通した線を基準として109度15分1,505メートルの点

エ点 基点第33号から方位標を見通した線を基準として108度850メートルの点

2 地元地区 久慈市

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第6号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 久慈市侍浜町横沼地先(岸横沼網)

(3) 漁場の区域 次の基点第35号、ア、イ及び基点第35号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第35号 久慈市侍浜町横沼オオコモネの標識

方位標 35方位標 (久慈市侍浜町横沼キツネ崎突端の標識)

ア点 基点第35号から方位標を見通した線を基準として312度660メートルの点

イ点 基点第35号から方位標を見通した線を基準として346度30分650メートルの点

2 地元地区 久慈市

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第7号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 久慈市侍浜町横沼地先 (沖横沼網)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第35号 久慈市侍浜町横沼オオコモネの標識

方位標 35方位標 (久慈市侍浜町横沼キツネ崎突端の標識)

ア点 基点第35号から方位標を見通した線を基準として327度30分628メートルの点

イ点 基点第35号から方位標を見通した線を基準として327度30分1,205メートルの点

ウ点 基点第35号から方位標を見通した線を基準として346度30分1,320メートルの点

エ点 基点第35号から方位標を見通した線を基準として354度30分680メートルの点

2 地元地区 久慈市

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第8号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 久慈市侍浜町本波地先 (本波網)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第36号の4 久慈市侍浜町本波赤石の標識

方位標 久慈市侍浜町白前漁港（本波地区）防波堤東側突端

ア点 基点第36号の4から方位標を見通した線を基準として163度30分660メートルの点

イ点 基点第36号の4から方位標を見通した線を基準として130度30分1,260メートルの点

ウ点 基点第36号の4から方位標を見通した線を基準として147度1,440メートルの点

エ点 基点第36号の4から方位標を見通した線を基準として168度30分740メートルの点

2 地元地区 久慈市

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第9号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 久慈市侍浜町麦生地先（長島網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第36号の1 久慈市侍浜町麦生トモラ崎南端の標識

方位標 久慈市侍浜町麦生漁港防波堤突端西側角

ア点 基点第36号の1から方位標を見通した線を基準として257度385メートルの点

イ点 基点第36号の1から方位標を見通した線を基準として254度30分1,190メートルの点

ウ点 基点第36号の1から方位標を見通した線を基準として273度1,220メートルの点

エ点 基点第36号の1から方位標を見通した線を基準として286度30分425メートルの点

2 地元地区 久慈市

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第10号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 久慈市湊町久慈浜地先（大作根網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第37号の1 久慈市侍浜町麦生牛島中央南側の標識

方位標 久慈市久慈港玉の脇外防波堤灯台の中心

ア点 基点第37号の1から方位標を見通した線を基準として277度30分2,035メートルの点

イ点 基点第37号の1から方位標を見通した線を基準として285度30分2,485メートルの点

ウ点 基点第37号の1から方位標を見通した線を基準として307度1,975メートルの点

エ点 基点第37号の1から方位標を見通した線を基準として306度30分1,665メートルの点

2 地元地区 久慈市

3 条件

(1) 沖出し最端部及びイ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第11号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 久慈市宇部町小袖地先(赤磯網)

(3) 漁場の区域 次の基点第52号、ア、イ、ウ及び基点第52号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第52号 久慈市宇部町赤磯の標識

方位標 久慈市侍浜町牛島灯台の中心

ア点 基点第52号から方位標を見通した線を基準として276度140メートルの点

イ点 基点第52号から方位標を見通した線を基準として42度825メートルの点

ウ点 基点第52号から方位標を見通した線を基準として78度740メートルの点

2 地元地区 久慈市

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第12号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで
------	------------	----------------

- (2) 漁場の位置 久慈市宇部町小袖地先（えびす網）
- (3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点第53号の1 久慈市宇部町地先カシスケ北端の標識
- 方位標 久慈市侍浜町牛島灯台の中心
- ア点 基点第53号の1から方位標を見通した線を基準として24度110メートルの点
- イ点 基点第53号の1から方位標を見通した線を基準として64度30分1,300メートルの点
- ウ点 基点第53号の1から方位標を見通した線を基準として91度1,335メートルの点
- エ点 基点第53号の1から方位標を見通した線を基準として111度30分170メートルの点

2 地元地区 久慈市

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第13号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 久慈市宇部町三崎地先（白島網）
- (3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点第57号の1 久慈市宇部町屋形の標識
- 方位標 九戸郡野田村野田漁港防波堤突端灯台の中心
- ア点 基点第57号の1から方位標を見通した線を基準として249度10分3,575メートルの点
- イ点 基点第57号の1から方位標を見通した線を基準として243度40分4,158メートルの点
- ウ点 基点第57号の1から方位標を見通した線を基準として250度10分4,489メートルの点
- エ点 基点第57号の1から方位標を見通した線を基準として255度10分3,882メートルの点

2 地元地区 久慈市

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第14号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 久慈市宇部町久喜地先（屋形網）
- (3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第57号の1 久慈市宇部町屋形の標識

方位標 九戸郡野田村野田漁港防波堤突端灯台の中心

ア点 基点第57号の1から方位標を見通した線を基準として260度50分683メートルの点

イ点 基点第57号の1から方位標を見通した線を基準として262度30分2,583メートルの点

ウ点 基点第57号の1から方位標を見通した線を基準として274度10分2,583メートルの点

エ点 基点第57号の1から方位標を見通した線を基準として273度15分663メートルの点

2 地元地区 久慈市

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第15号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 九戸郡野田村大字玉川地先（沖浜山）
- (3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第65号の1 九戸郡野田村大字玉川権現鼻の標識

方位標 九戸郡野田村野田漁港防波堤突端灯台の中心

ア点 基点第65号の1から方位標を見通した線を基準として65度3,650メートルの点

イ点 基点第65号の1から方位標を見通した線を基準として69度20分4,895メートルの点

ウ点 基点第65号の1から方位標を見通した線を基準として78度20分4,730メートルの点

エ点 基点第65号の1から方位標を見通した線を基準として75度40分3,500メートルの点

2 地元地区 九戸郡野田村

3 条件

- (1) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第16号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村堀内地先（平磯）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第104号の1 下閉伊郡普代村馬場野堀内漁港北防波堤の標識

方位標 基点第105号（下閉伊郡普代村馬場野地先松磯島の標識）

ア点 基点第104号の1から方位標を見通した線を基準として325度500メートルの点

イ点 基点第104号の1から方位標を見通した線を基準として318度1,200メートルの点

ウ点 基点第104号の1から方位標を見通した線を基準として333度1,250メートルの点

エ点 基点第104号の1から方位標を見通した線を基準として353度615メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡普代村

3 条件

- (1) 沖出し最端部及び陸側最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第17号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村堀内地先（秋沼の鼻）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第106号の1 下閉伊郡普代村白井地先大根崎北端の標識

方位標 基点第105号（下閉伊郡普代村馬場野地先松磯島の標識）

ア点 基点第106号の1から方位標を見通した線を基準として46度75メートルの点

イ点 基点第106号の1から方位標を見通した線を基準として76度595メートルの点

ウ点 基点第106号の1から方位標を見通した線を基準として73度610メートルの点

エ点 基点第106号の1から方位標を見通した線を基準として76度30分685メートルの点

オ点 基点第106号の1から方位標を見通した線を基準として104度30分630メートルの点

カ点 基点第106号の1から方位標を見通した線を基準として122度145メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡普代村

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (3) イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、身網を敷設してはならない。

公示番号 定第18号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村白井地先（白井網）

(3) 漁場の区域 次の基点第108号、ア、イ、ウ及び基点第108号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第108号 下閉伊郡普代村白井地先北高島の標識

方位標 基点第109号の1（下閉伊郡普代村白井うのぼりの標識）

ア点 基点第108号から方位標を見通した線を基準として248度1,130メートルの点

イ点 基点第108号から方位標を見通した線を基準として278度1,160メートルの点

ウ点 基点第108号から方位標を見通した線を基準として347度100メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡普代村

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第19号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村太田名部地先（二子網）

(3) 漁場の区域 次の基点第112号の1、ア、イ、ウ及び基点第112号の1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第112号の1 下閉伊郡普代村和野山松の下突端の標識

方位標 下閉伊郡普代村太田名部漁港南防波堤灯台の中心

ア点 基点第112号の1から方位標を見通した線を基準として107度606メートルの点

イ点 基点第112号の1から方位標を見通した線を基準として139度10分790メートルの点

ウ点 基点第112号の1から方位標を見通した線を基準として173度30分250メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡普代村

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

い。

- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
- (5) ア、イ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を敷設してはならない。
- エ点 基点第112号の1から方位標を見通した線を基準として139度30分770メートルの点
- オ点 基点第112号の1から方位標を見通した線を基準として107度600メートルの点

公示番号 定第20号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村黒崎地先（黒崎）
- (3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点第112号の1 下閉伊郡普代村和野山松の下突端の標識
- 方位標 下閉伊郡普代村太田名部漁港南防波堤灯台の中心
- ア点 基点第112号の1から方位標を見通した線を基準として107度606メートルの点
- イ点 基点第112号の1から方位標を見通した線を基準として107度1,520メートルの点
- ウ点 基点第112号の1から方位標を見通した線を基準として131度30分1,710メートルの点
- エ点 基点第112号の1から方位標を見通した線を基準として139度10分790メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡普代村

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第21号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村黒崎地先（アンモ浦）
- (3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点第115号の2 下閉伊郡普代村下村エラ鼻の標識
- 方位標 基点第115号の3（下閉伊郡普代村下村船越の標識）
- ア点 基点第115号の2から方位標を見通した線を基準として37度30分310メートルの点
- イ点 基点第115号の2から方位標を見通した線を基準として56度570メートルの点
- ウ点 基点第115号の2から方位標を見通した線を基準として52度605メートルの点
- エ点 基点第115号の2から方位標を見通した線を基準として58度30分700メートルの点

- オ点 基点第115号の2から方位標を見通した線を基準として101度580メートルの点
- カ点 基点第115号の2から方位標を見通した線を基準として103度460メートルの点
- キ点 基点第115号の2から方位標を見通した線を基準として96度30分450メートルの点
- ク点 基点第115号の2から方位標を見通した線を基準として76度164メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡普代村

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、身網を敷設してはならない。

- ケ点 基点第115号の2から方位標を見通した線を基準として98度30分537メートルの点
- コ点 基点第115号の2から方位標を見通した線を基準として59度650メートルの点

公示番号 定第22号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村黒崎地先(からはし)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第115号の6 下閉伊郡普代村下村中鼻の標識

方位標 基点第116号(下閉伊郡普代村と田野畑村との境界地先みつね岩の標識)

- ア点 基点第115号の6から方位標を見通した線を基準として288度175メートルの点
- イ点 基点第115号の6から方位標を見通した線を基準として279度465メートルの点
- ウ点 基点第115号の6から方位標を見通した線を基準として270度30分495メートルの点
- エ点 基点第115号の6から方位標を見通した線を基準として276度610メートルの点
- オ点 基点第115号の6から方位標を見通した線を基準として312度30分580メートルの点
- カ点 基点第115号の6から方位標を見通した線を基準として316度460メートルの点
- キ点 基点第115号の6から方位標を見通した線を基準として310度30分448メートルの点
- ク点 基点第115号の6から方位標を見通した線を基準として310度30分205メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡普代村

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、身網を敷設してはならない。

い。

ケ点 基点第115号の6から方位標を見通した線を基準として310度30分527メートルの点

コ点 基点第115号の6から方位標を見通した線を基準として279度552メートルの点

公示番号 定第101号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村北山地先（弁天）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第118号の7 下閉伊郡田野畑村北山うさぎ鼻の標識

方位標 基点第118号の3（下閉伊郡田野畑村北山モッコ岩の標識）

ア点 基点第118号の7から方位標を見通した線を基準として17度627メートルの点

イ点 基点第118号の7から方位標を見通した線を基準として53度30分1,485メートルの点

ウ点 基点第118号の7から方位標を見通した線を基準として84度1,347メートルの点

エ点 基点第118号の7から方位標を見通した線を基準として48度30分407メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡田野畑村

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第102号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村明戸地先（羅賀）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第119号 下閉伊郡田野畑村明戸地先弁天島せいだかの標識

方位標 基点第119号の1（下閉伊郡田野畑村明戸地先たてがはなの標識）

ア点 基点第119号から方位標を見通した線を基準として182度246メートルの点

イ点 基点第119号から方位標を見通した線を基準として182度1,135メートルの点

ウ点 基点第119号から方位標を見通した線を基準として211度1,455メートルの点

エ点 基点第119号から方位標を見通した線を基準として221度30分1,045メートルの点

オ点 基点第119号から方位標を見通した線を基準として217度30分850メートルの点

カ点 基点第119号から方位標を見通した線を基準として248度310メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡田野畑村

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第103号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 下閉伊郡岩泉町小本水尻地先(須久洞)
- (3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点第129号 下閉伊郡岩泉町小本字大牛内地先赤磯の標識
方位標 下閉伊郡田野畑村弁天崎灯台の中心
ア点 基点第129号から方位標を見通した線を基準として324度610メートルの点
イ点 基点第129号から方位標を見通した線を基準として21度30分1,095メートルの点
ウ点 基点第129号から方位標を見通した線を基準として86度30分670メートルの点
エ点 基点第129号から方位標を見通した線を基準として308度290メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡岩泉町小本

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第104号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 下閉伊郡岩泉町小本字茂師地先(熊の鼻)
- (3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点第130号 下閉伊郡岩泉町小本字小本地先日影立岩の標識
方位標 基点第129号の1(下閉伊郡岩泉町小本地先白島の標識)
ア点 基点第130号から方位標を見通した線を基準として47度250メートルの点
イ点 基点第130号から方位標を見通した線を基準として72度900メートルの点
ウ点 基点第130号から方位標を見通した線を基準として99度1,000メートルの点
エ点 基点第130号から方位標を見通した線を基準として102度710メートルの点

オ点 基点第130号から方位標を見通した線を基準として97度180メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡岩泉町小本

3 条件

- (1) イ点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第105号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市田老小堀内地先(赤島)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第132号の5 宮古市田老字青野滝地先馬のそねみの標識

方位標 基点第132号の3(宮古市田老字青野滝地先トド島の標識)

ア点 基点第132号の5から方位標を見通した線を基準として280度40メートルの点

イ点 基点第132号の5から方位標を見通した線を基準として291度1,335メートルの点

ウ点 基点第132号の5から方位標を見通した線を基準として319度1,540メートルの点

エ点 基点第132号の5から方位標を見通した線を基準として324度30分1,355メートルの点

オ点 基点第132号の5から方位標を見通した線を基準として356度300メートルの点

2 地元地区 宮古市田老

3 条件

- (1) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第106号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市田老佐賀部地先(佐賀部)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第134号の4 宮古市田老字和野原下展望台の標識

方位標 基点第135号の4 (宮古市田老字青砂里波板鼻の標識)

ア点 基点第134号の4から方位標を見通した線を基準として345度30分2, 515メートルの点

イ点 基点第134号の4から方位標を見通した線を基準として338度30分2, 273メートルの点

ウ点 基点第134号の4から方位標を見通した線を基準として334度30分2, 267メートルの点

エ点 基点第134号の4から方位標を見通した線を基準として331度45分2, 785メートルの点

オ点 基点第134号の4から方位標を見通した線を基準として342度2, 830メートルの点

2 地元地区 宮古市田老

3 条件

- (1) ウ点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第107号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市崎山地先(秋姉ヶ崎)

(3) 漁場の区域 次の基点第139号の2、ア、イ、基点第139号の3、基点第139号の4及び基点第139号の2の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第139号の2 宮古市崎山地先鷹の巣の標識

基点第139号の3 宮古市崎躰ヶ崎地先とど島の標識

基点第139号の4 宮古市崎山地先跳ヶ島の標識

方位標 基点第137号の3 (宮古市崎山地先宿漁港消波堤北端の標識)

ア点 基点第139号の2から方位標を見通した線を基準として86度530メートルの点

イ点 基点第139号の3から方位標を見通した線を基準として127度610メートルの点

2 地元地区 宮古市(重茂、音部、田老、茂市、曇目、腹帯、刈屋及び和井内を除く。)

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第108号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市崎山地先(日出島)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第142号の1 宮古市崎山地先日出島のおばのふところの突端の標識

方位標 宮古市重茂月山テレビタワー(真中)

ア点 基点第142号の1から方位標を見通した線を基準として242度200メートルの点

イ点 基点第142号の1から方位標を見通した線を基準として261度870メートルの点

ウ点 基点第142号の1から方位標を見通した線を基準として316度890メートルの点

エ点 基点第142号の1から方位標を見通した線を基準として57度10メートルの点

2 地元地区 宮古市(重茂、音部、田老、茂市、墓目、腹帯、刈屋及び和井内を除く。)

3 条件

(1) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第109号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市重茂迫切地先(一丁目)

(3) 漁場の区域 次の基点第181号、ア、イ及び基点第182号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第181号 宮古市重茂迫切館ヶ鼻の標識

基点第182号 宮古市重茂迫切黒崎突端の標識

方位標 宮古市鋸ヶ崎宮古港防波堤灯台の中心

ア点 基点第181号から方位標を見通した線を基準として16度30分560メートルの点

イ点 基点第182号から方位標を見通した線を基準として34度550メートルの点

2 地元地区 宮古市(重茂、音部、田老、茂市、墓目、腹帯、刈屋及び和井内を除く。)

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。

- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第110号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市重茂迫切地先（秋二丁目）

(3) 漁場の区域 次の基点第183号、ア、イ、基点第184号及び基点第183号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第183号 宮古市重茂迫切地先穴岩の標識

基点第184号 宮古市重茂迫切地先平磯の標識

方位標 宮古市鯨ヶ崎宮古港防波堤灯台の中心

ア点 基点第183号から方位標を見通した線を基準として49度460メートルの点

イ点 基点第184号から方位標を見通した線を基準として61度520メートルの点

2 地元地区 宮古市（重茂、音部、田老、茂市、墓目、腹帯、刈屋及び和井内を除く。）

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第111号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市重茂迫切地先（三丁目）

(3) 漁場の区域 次の基点第185号の1、ア、イ及び基点第187号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第185号の1 宮古市重茂迫切がまが崎の標識

基点第187号 宮古市重茂迫切ゲタヤの標識

方位標 宮古市鯨ヶ崎宮古港防波堤灯台の中心

ア点 基点第185号の1から方位標を見通した線を基準として55度710メートルの点

イ点 基点第187号から方位標を見通した線を基準として95度30分760メートルの点

2 地元地区 宮古市（重茂、音部、田老、茂市、墓目、腹帯、刈屋及び和井内を除く。）

3 条件

- (1) ア及びイの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点に、海面から2メートル以上のやぐら式黄色標識物標（夜間点灯式、レーダー反射装置付き）を設置するほか、漁具の沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第112号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市重茂白ツネ地先（平島）

(3) 漁場の区域 次の基点第191号、ア、イ、ウ、エ及び基点第191号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第190号の1 宮古市重茂鵜磯地先あかだ島の標識

基点第191号 宮古市重茂白ツネ崎東端の標識

方位標 宮古市重茂月山テレビタワー（真中）

ア点 基点第190号の1から方位標を見通した線を基準として221度30分780メートルの点

イ点 基点第190号の1から方位標を見通した線を基準として192度30分560メートルの点

ウ点 基点第190号の1から方位標を見通した線を基準として181度30分1,120メートルの点

エ点 基点第190号の1から方位標を見通した線を基準として204度1,470メートルの点

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第113号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市重茂与奈地先（与奈）

(3) 漁場の区域 次の基点第194号の1、基点第193号の3、ア、イ、基点第193号の4及び基点第194号の1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第193号の3 宮古市重茂与奈地先鶴島の標識

基点第193号の4 宮古市重茂与奈馬の背の標識

基点第194号の1 宮古市重茂与奈カマド浜東端の標識

方位標 宮古市重茂月山テレビタワー（真中）

ア点 基点第194号の1から方位標を見通した線を基準として31度500メートルの点

イ点 基点第194号の1から方位標を見通した線を基準として89度30分590メートルの点

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件

- (1) ア及びイの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第114号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市重茂姉吉地先(姉吉)

(3) 漁場の区域 次の基点第196号の3、ア、イ、ウ、エ、基点第196号の4及び基点第196号の5の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第196号の3 宮古市重茂姉吉地先インコガ崎の標識

基点第196号の4 宮古市重茂姉吉地先大平鯛揚げ小島の標識

基点第196号の5 宮古市重茂姉吉地先大平鯛揚げ鼻の標識

方位標 宮古市重茂鯉ヶ崎灯台の中心

ア点 基点第196号の3から方位標を見通した線を基準として68度540メートルの点

イ点 基点第196号の3から方位標を見通した線を基準として122度30分680メートルの点

ウ点 基点第196号の3から方位標を見通した線を基準として173度30分550メートルの点

エ点 基点第196号の3から方位標を見通した線を基準として165度175メートルの点

2 地元地区 宮古市重茂及び音部並びに下閉伊郡山田町大沢、境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、飯岡、長崎、北浜町、山田、織笠及び船越第6地割

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しな

ければならない。

公示番号 定第115号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市重茂根滝地先（根滝）

(3) 漁場の区域 次の基点第199号の2、ア、イ、基点第199号の1及び基点第199号の2の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第199号の1 宮古市重茂千鶏地先白島の標識

基点第199号の2 宮古市重茂千鶏地先松島の標識

方位標 基点第199号の1（宮古市重茂千鶏地先白島の標識）

ア点 基点第199号の2から方位標を見通した線を基準として220度800メートルの点

イ点 基点第199号の2から方位標を見通した線を基準として254度900メートルの点

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第116号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市重茂館ヶ崎地先（秋館ヶ崎）

(3) 漁場の区域 次の基点第201号の4、ア、イ、基点第202号、第202号の1及び基点第202号の2の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第201号の4 宮古市重茂川代地先亀ヶ鼻の標識から北東70メートルの内の平の標識

基点第202号 宮古市重茂川代地先うさぎ島の標識

基点第202号の1 宮古市重茂川代地先うさぎ島西端の標識

基点第202号の2 宮古市重茂川代地先館ヶ崎の標識

方位標 基点第201号の2（宮古市重茂川代地先亀ヶ鼻の標識）

ア点 基点第201号の4から方位標を見通した線を基準として257度480メートルの点

イ点 基点第201号の4から方位標を見通した線を基準として293度580メートルの点

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第117号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町大沢地先(松島)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第204号の1 下閉伊郡山田町大沢外船隠中鼻の標識

方位標 基点第204号の2(下閉伊郡山田町大沢外船隠中鼻地先オオダケ岩の標識)

ア点 基点第204号の1から方位標を見通した線を基準として2度20分590メートルの点

イ点 基点第204号の1から方位標を見通した線を基準として26度50分1,345メートルの点

ウ点 基点第204号の1から方位標を見通した線を基準として50度50分1,075メートルの点

エ点 基点第204号の1から方位標を見通した線を基準として41度50分410メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第118号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町大沢地先(氷場)

(3) 漁場の区域 次の基点第208号、ア、イ、ウ及び基点第209号の1の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第209号、エ、オ及び基点第208号の1の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域

基点第208号 下閉伊郡山田町大沢氷場桐の木浜の標識

基点第208号の1 下閉伊郡山田町大沢氷場黒水鼻の標識

基点第209号 下閉伊郡山田町大沢氷場大須賀の標識

基点第209号の1 下閉伊郡山田町大沢氷場小須賀の標識

方位標 下閉伊郡山田町大浦地先鹽島灯標の中心

ア点 基点第209号から方位標を見通した線を基準として326度625メートルの点

イ点 基点第209号から方位標を見通した線を基準として327度44分618メートルの点

ウ点 基点第209号から方位標を見通した線を基準として8度10分600メートルの点

エ点 基点第209号から方位標を見通した線を基準として342度150メートルの点

オ点 基点第209号から方位標を見通した線を基準として308度210メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
- (5) 基点第208号、ア、イ及び基点第208号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、身網を敷設してはならない。

公示番号 定第119号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	いわし定置漁業	4月1日から10月20日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦地先(夏立神岩)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第275号 下閉伊郡山田町船越大浦半崎の標識

方位標 下閉伊郡山田町大浦地先鹽島灯標の中心

ア点 基点第275号から方位標を見通した線を基準として27度30分80メートルの点

イ点 基点第275号から方位標を見通した線を基準として27度30分450メートルの点

ウ点 基点第275号から方位標を見通した線を基準として64度30分540メートルの点

エ点 基点第275号から方位標を見通した線を基準として86度30分215メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町

3 条件

- (1) 沖出し最端部及びイ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第120号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	7月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦地先（沖の沢）

(3) 漁場の区域 次の基点第279号、ア、イ、ウ及び基点第279号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第279号 下閉伊郡山田町船越大石の標識

基点第280号 下閉伊郡山田町船越揚石の標識

方位標 下閉伊郡山田町大浦地先壘島灯標の中心

ア点 基点第280号から方位標を見通した線を基準として47度30分434メートルの点

イ点 基点第280号から方位標を見通した線を基準として96度355メートルの点

ウ点 基点第280号から方位標を見通した線を基準として96度110メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

(4) 基点第279号、ア、イ、エ、オ及び基点第279号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、身網を敷設してはならない。

エ点 基点第280号から方位標を見通した線を基準として96度340メートルの点

オ点 基点第280号から方位標を見通した線を基準として53度30分380メートルの点

公示番号 定第121号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦地先（新釜）

(3) 漁場の区域 次の基点第286号、ア、イ及び基点第287号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第286号 下閉伊郡山田町船越新釜ハタヤ鼻の標識

基点第287号 下閉伊郡山田町船越新釜ツバメ鼻の標識

方位標 下閉伊郡山田町山田笠ヶ鼻灯台の中心

ア点 基点第287号から方位標を見通した線を基準として24度30分350メートルの点

イ点 基点第287号から方位標を見通した線を基準として91度30分335メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第122号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦地先(四丁目)

(3) 漁場の区域 次の基点第288号、ア、イ、基点第289号及び基点第288号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第288号 下閉伊郡山田町船越地先白島の標識

基点第289号 下閉伊郡山田町船越地先鯉島の標識

方位標 下閉伊郡山田町山田笠ヶ鼻灯台の中心

ア点 基点第288号から方位標を見通した線を基準として81度30分520メートルの点

イ点 基点第288号から方位標を見通した線を基準として110度820メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標を、それぞれレーダー反射板を付けて海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第123号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦地先(五丁目)

(3) 漁場の区域 次の基点第290号、ア、イ、基点第290号の1及び基点第290号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第290号 下閉伊郡山田町船越大浦山の内権現鼻地先白島の標識

基点第290号の1 下閉伊郡山田町船越大浦山の内権現鼻と摺鉢沢の中間の標識

方位標 宮古市重茂鯉ヶ崎灯台の中心

ア点 基点第290号から方位標を見通した線を基準として343度30分460メートルの点

イ点 基点第290号から方位標を見通した線を基準として36度30分740メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第124号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越渡磯赤平地先(黒島)
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点第292号の4 下閉伊郡山田町船越渡磯浜南側の標識
方位標 基点第292号の3(下閉伊郡山田町船越渡磯浜北側の標識)
ア点 基点第292号の4から方位標を見通した線を基準として10度580メートルの点
イ点 基点第292号の4から方位標を見通した線を基準として27度1,370メートルの点
ウ点 基点第292号の4から方位標を見通した線を基準として32度30分1,520メートルの点
エ点 基点第292号の4から方位標を見通した線を基準として61度30分1,190メートルの点
オ点 基点第292号の4から方位標を見通した線を基準として26度240メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町大沢、境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、飯岡、長崎、北浜町、山田、織笠、船越第6地割及び船越第18地割から23地割まで

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第125号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越小谷鳥地先(小谷鳥)
- (3) 漁場の区域 次の基点第296号、ア、イ及び基点第296号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第296号 下閉伊郡山田町船越小谷鳥つるみず鼻の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

ア点 基点第296号から方位標を見通した線を基準として288度750メートルの点

イ点 基点第296号から方位標を見通した線を基準として326度30分750メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第126号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大島地先(根崎)

(3) 漁場の区域 次の基点第300号の7、ア、イ及び基点第300号の8の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第300号の7 下閉伊郡山田町船越大島千畳敷北鼻南側の標識

基点第300号の8 下閉伊郡山田町船越大島千畳敷灯台突端の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

ア点 基点第300号の7から方位標を見通した線を基準として240度400メートルの点

イ点 基点第300号の7から方位標を見通した線を基準として289度500メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

3 条件

- (1) ア及びイの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第127号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先(大島)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第308号 下閉伊郡山田町船越万首水垂の標識

方位標 上閉伊郡大槌町吉里吉里漁港東防波堤突端灯台の中心

ア点 基点第308号から方位標を見通した線を基準として284度10分240メートルの点

イ点 基点第308号から方位標を見通した線を基準として289度10分940メートルの点

ウ点 基点第308号から方位標を見通した線を基準として318度40分840メートルの点

エ点 基点第308号から方位標を見通した線を基準として337度10分220メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

3 条件

- (1) ウ点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第128号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先(中網)

(3) 漁場の区域 次の基点第309号、ア、イ、ウ及び基点第310号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第309号 下閉伊郡山田町船越地先弁天島南鼻の標識

基点第310号 下閉伊郡山田町船越地先弁天島枯松鼻の標識

方位標 上閉伊郡大槌町吉里吉里漁港東防波堤突端灯台の中心

ア点 基点第310号から方位標を見通した線を基準として321度480メートルの点

イ点 基点第310号から方位標を見通した線を基準として1度400メートルの点

ウ点 基点第310号から方位標を見通した線を基準として81度65メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第201号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先（仲網）

(3) 漁場の区域 次の基点第406号、ア、イ、基点第408号及び基点第406号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第406号 上閉伊郡大槌町吉里吉里ししころばし西端の標識

基点第408号 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先小松島北端の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

ア点 基点第408号から方位標を見通した線を基準として251度340メートルの点

イ点 基点第408号から方位標を見通した線を基準として324度535メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第202号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先（野島）

(3) 漁場の区域 次の基点第408号、ア、イ、ウ、基点第411号及び基点第408号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第408号 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先小松島北端の標識

基点第411号 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先野島北端の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

ア点 基点第408号から方位標を見通した線を基準として324度740メートルの点

イ点 基点第408号から方位標を見通した線を基準として330度910メートルの点

ウ点 基点第408号から方位標を見通した線を基準として351度1,290メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しな

ければならない。

公示番号 定第203号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町野島地先（沖野島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点第411号の3 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先毛無島北端の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

ア点 基点第411号の3から方位標を見通した線を基準として322度30分500メートルの点

イ点 基点第411号の3から方位標を見通した線を基準として32度840メートルの点

ウ点 基点第411号の3から方位標を見通した線を基準として27度30分905メートルの点

エ点 基点第411号の3から方位標を見通した線を基準として36度30分1,140メートルの点

オ点 基点第411号の3から方位標を見通した線を基準として37度30分1,170メートルの点

カ点 基点第411号の3から方位標を見通した線を基準として85度980メートルの点

キ点 基点第411号の3から方位標を見通した線を基準として88度725メートルの点

ク点 基点第411号の3から方位標を見通した線を基準として69度610メートルの点

ケ点 基点第411号の3から方位標を見通した線を基準として69度85メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) エ、オ、カ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網及び羽子以外の漁具を敷設してはならない。

公示番号 定第204号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町七戻地先（長越）

(3) 漁場の区域 次の基点第413号の4、ア、イ及び基点第414号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第413号の4 上閉伊郡大槌町赤浜地先長越島南端の標識

基点第414号 上閉伊郡大槌町赤浜大蔵松沖鼻の標識

方位標 釜石市箱崎町御箱崎灯台の中心

ア点 基点第414号から方位標を見通した線を基準として39度492メートルの点

イ点 基点第414号から方位標を見通した線を基準として92度30分460メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第205号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町細浦地先(秋三丁目)

(3) 漁場の区域 次の基点第450号、ア、イ、基点第450号の1及び基点第450号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第450号 釜石市箱崎町地先大汐岩頂上の標識

基点第450号の1 釜石市箱崎町細浦突端の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

ア点 基点第450号から方位標を見通した線を基準として320度730メートルの点

イ点 基点第450号の1から方位標を見通した線を基準として341度650メートルの点

2 地元地区 釜石市箱崎町、片岸町、両石町及び鶴住居町第20地割から第23地割まで

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第206号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	6月11日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町御箱崎地先(四丁目)

(3) 漁場の区域 次の基点第451号、ア、イ、基点第451号の3及び基点第451号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第451号 釜石市箱崎町鱒床出鼻の標識

基点第451号の3 釜石市箱崎町地先ビワ島の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

ア点 基点第451号から方位標を見通した線を基準として3度630メートルの点

イ点 基点第451号の3から方位標を見通した線を基準として17度30分670メートルの点

2 地元地区 釜石市箱崎町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第207号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町三貫島地先(三貫)

(3) 漁場の区域 次の基点第455号の2、ア、イ、基点第454号及び基点第455号の2の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第454号 釜石市箱崎町三貫島北浦の標識

基点第455号の2 釜石市箱崎町三貫島北浦松鼻の標識

位標 釜石市箱崎町御箱崎灯台の中心

ア点 基点第455号の2から方位標を見通した線を基準として8度510メートルの点

イ点 基点第454号から方位標を見通した線を基準として33度780メートルの点

2 地元地区 釜石市箱崎町及び両石町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第208号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町三貫島南浦地先(汐折)

(3) 漁場の区域 次の基点第456号、基点第457号の3、ア、イ、ウ及び基点第456号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた

区域

基点第456号 釜石市箱崎町三貫島地先ちようご岩頂上の標識

基点第457号の3 釜石市箱崎町三貫島地先内カギ磯岩頂上の標識

方位標 釜石市箱崎町仮宿漁港防波堤突端の東角

ア点 基点第457号の3から方位標を見通した線を基準として238度30分530メートルの点

イ点 基点第456号から方位標を見通した線を基準として290度45分900メートルの点

ウ点 基点第456号から方位標を見通した線を基準として346度10分110メートルの点

2 地元地区 釜石市箱崎町及び両石町

3 条件

- (1) 沖出し最端部及びウ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第209号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町ほっちょうか地先(ほっちょうか)

(3) 漁場の区域 次の基点第460号、ア、イ、ウ及び基点第460号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第460号 釜石市箱崎町地先ちよぼ岩の標識

方位標 基点第459号の3(釜石市箱崎町ほっちょうか中浜の標識)

ア点 基点第460号から方位標を見通した線を基準として157度310メートルの点

イ点 基点第460号から方位標を見通した線を基準として168度30分840メートルの点

ウ点 基点第460号から方位標を見通した線を基準として215度30分790メートルの点

2 地元地区 釜石市箱崎町及び両石町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第210号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで
------	-----------	----------------

- (2) 漁場の位置 釜石市大字釜石とりいそ地先(白崎)
- (3) 漁場の区域 次の基点第481号、ア、イ、基点第482号及び基点第481号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点第481号 釜石市大字釜石白崎地先鳥くそ島の標識
 基点第482号 釜石市大字釜石白崎地先黒岩の標識
 方位標 釜石市両石町地先中根灯標の中心
 ア点 基点第481号から方位標を見通した線を基準として93度770メートルの点
 イ点 基点第481号から方位標を見通した線を基準として129度1,100メートルの点

2 地元地区 釜石市(片岸町、鶴住居町、箱崎町及び唐丹町を除く。)

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第211号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 釜石市大字平田白浜地先(沖網)
- (3) 漁場の区域 次の基点第500号、ア、イ、基点第501号及び基点第500号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点第500号 釜石市大字平田イモンダ浜ししろ岩の標識
 基点第501号 釜石市大字平田イモンダ浜地先平磯岩頂上の標識
 方位標 釜石湾口北防波堤灯台の中心
 ア点 基点第500号から方位標を見通した線を基準として68度15分770メートルの点
 イ点 基点第501号から方位標を見通した線を基準として103度45分650メートルの点

2 地元地区 釜石市(片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町及び唐丹町を除く。)

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第212号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市大字平田小松浜地先（小松）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第502号の6 釜石市大字平田小松浜地先小船渡の標識

方位標 釜石市大字平田尾崎灯台の中心

ア点 基点第502号の6から方位標を見通した線を基準として34度150メートルの点

イ点 基点第502号の6から方位標を見通した線を基準として34度320メートルの点

ウ点 基点第502号の6から方位標を見通した線を基準として34度1,150メートルの点

エ点 基点第502号の6から方位標を見通した線を基準として65度30分1,150メートルの点

オ点 基点第502号の6から方位標を見通した線を基準として45度30分450メートルの点

カ点 基点第502号の6から方位標を見通した線を基準として45度30分320メートルの点

キ点 基点第502号の6から方位標を見通した線を基準として45度30分150メートルの点

2 地元地区 釜石市（片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町及び唐丹町を除く。）

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) ア、イ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、垣網を敷設してはならない。

公示番号 定第213号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市唐丹町地先（大建）

(3) 漁場の区域 次の基点第531号の1、ア、イ、基点第531号の3及び基点第531号の1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第531号の1 釜石市唐丹町字屋形小建鼻の標識

基点第531号の3 釜石市唐丹町字屋形地先松島北端の標識

方位標 基点第508号の3（釜石市唐丹町字花露辺地先赤磯島南端の標識）

ア点 基点第531号の1から方位標を見通した線を基準として20度30分840メートルの点

イ点 基点第531号の3から方位標を見通した線を基準として50度800メートルの点

2 地元地区 釜石市唐丹町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第214号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市唐丹町地先(金島)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第532号 釜石市唐丹町字屋形小輪中の作突端の標識

方位標 大船渡市三陸町首崎灯台の中心

ア点 基点第532号から方位標を見通した線を基準として225度350メートルの点

イ点 基点第532号から方位標を見通した線を基準として264度937メートルの点

ウ点 基点第532号から方位標を見通した線を基準として301度30分905メートルの点

エ点 基点第532号から方位標を見通した線を基準として333度30分262メートルの点

2 地元地区 釜石市唐丹町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第301号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さば定置漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先(夏白石)

(3) 漁場の区域 次の基点第601号の1、ア、イ、基点第602号の1及び基点第601号の1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第601号の1 大船渡市三陸町吉浜字千歳地先平島の標識

基点第602号の1 大船渡市三陸町吉浜字千歳タコ根鼻の標識

方位標 大船渡市三陸町越喜来首崎灯台の中心

ア点 基点第602号の1から方位標を見通した線を基準として282度30分1,150メートルの点

イ点 基点第602号の1から方位標を見通した線を基準として319度30分940メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町吉浜

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第302号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先(横沼)
- (3) 漁場の区域 次の基点第603号、ア、イ、基点第604号の1及び基点第603号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点第603号 大船渡市三陸町吉浜字千歳横沼鼻の標識
基点第604号の1 大船渡市三陸町吉浜字千歳フトミの鼻の標識
方位標 大船渡市三陸町越喜来首崎灯台の中心
ア点 基点第603号から方位標を見通した線を基準として329度700メートルの点
イ点 基点第604号の1から方位標を見通した線を基準として337度600メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町吉浜

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第303号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先(大鮑)
- (3) 漁場の区域 次の基点第607号、ア、イ、基点第607号の3、基点第607号の2及び基点第607号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点第607号 大船渡市三陸町吉浜字千歳大鮑東端の標識
基点第607号の2 大船渡市三陸町吉浜字十二役大磯鼻穴の前の標識

基点第607号の3 大船渡市三陸町吉浜字十二役地先大磯島の標識

方位標 大船渡市三陸町越喜来首崎灯台の中心

ア点 基点第607号から方位標を見通した線を基準として335度820メートルの点

イ点 基点第607号の3から方位標を見通した線を基準として11度850メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町吉浜

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第304号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先(小壁)

(3) 漁場の区域 次の基点第620号、ア、イ、基点第621号及び基点第620号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第620号 大船渡市三陸町越喜来字烏頭地先みのながね松島の標識

基点第621号 大船渡市三陸町越喜来字烏頭大坪前崎の標識

方位標 大船渡市三陸町吉浜根白漁港東防波堤突端灯台の中心

ア点 基点第620号から方位標を見通した線を基準として15度30分890メートルの点

イ点 基点第620号から方位標を見通した線を基準として79度1,150メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第305号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（大輪）

(3) 漁場の区域 次の基点第623号、ア、イ及び基点第624号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第623号 大船渡市三陸町越喜来字烏頭黒崎の標識

基点第624号 大船渡市三陸町越喜来字烏頭松の下の標識

方位標 釜石市唐丹町地先金島灯台の中心

ア点 基点第623号から方位標を見通した線を基準として352度900メートルの点

イ点 基点第623号から方位標を見通した線を基準として59度1,260メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第306号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（二ツ水）

(3) 漁場の区域 次の基点第625号の3、ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第625号の3 大船渡市三陸町越喜来字明神道沼尻の標識

基点第626号 大船渡市三陸町越喜来字明神道大ガケ下の標識

方位標 大船渡市三陸町綾里崎灯台の中心

ア点 基点第626号から方位標を見通した線を基準として219度45分275メートルの点

イ点 基点第626号から方位標を見通した線を基準として269度820メートルの点

ウ点 基点第626号から方位標を見通した線を基準として314度30分785メートルの点

エ点 基点第626号から方位標を見通した線を基準として29度275メートルの点

オ点 基点第626号から方位標を見通した線を基準として38度30分280メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
- (5) 基点第625号の3、ア、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域内には、垣網を敷設してはならない。

公示番号 定第307号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（大塩崎）

(3) 漁場の区域 次の基点第628号、ア、イ、ウ及び基点第628号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第628号 大船渡市三陸町越喜来字明神道地先スズメ島中央の標識

基点第628号の1 大船渡市三陸町越喜来字明神道86番地崎山神社前の標識

方位標 基点第628号（大船渡市三陸町越喜来字明神道地先スズメ島中央の標識）

ア点 基点第628号の1から方位標を見通した線を基準として3度780メートルの点

イ点 基点第628号の1から方位標を見通した線を基準として46度30分820メートルの点

ウ点 基点第628号の1から方位標を見通した線を基準として47度220メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第308号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	5月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（鬼間ヶ崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第636号の1 大船渡市三陸町越喜来字明神道崎浜漁港中央防波堤突端の標識

方位標 基点第633号の1（大船渡市三陸町越喜来字明神道鬼間ヶ崎西端の標識）

ア点 基点第636号の1から方位標を見通した線を基準として20度250メートルの点

イ点 基点第636号の1から方位標を見通した線を基準として20度700メートルの点

ウ点 基点第636号の1から方位標を見通した線を基準として44度30分650メートルの点

エ点 基点第636号の1から方位標を見通した線を基準として44度30分200メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件

- (1) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年5月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第309号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先(大平)

(3) 漁場の区域 次の基点第642号、ア、イ及び基点第642号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第642号 大船渡市三陸町越喜来字大平七色岩頂上の標識

方位標 大船渡市三陸町越喜来鬼沢漁港防波堤灯台の中心

ア点 基点第642号から方位標を見通した線を基準として299度30分600メートルの点

イ点 基点第642号から方位標を見通した線を基準として336度550メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第310号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先(松島)

(3) 漁場の区域 次の基点第662号、ア、イ及び基点第662号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第662号 大船渡市三陸町越喜来字鬼沢船岩突端の標識

方位標 大船渡市三陸町越喜来鬼沢漁港防波堤灯台の中心

ア点 基点第662号から方位標を見通した線を基準として106度770メートルの点

イ点 基点第662号から方位標を見通した線を基準として135度30分720メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第311号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先(清水輪)
- (3) 漁場の区域 次の基点第673号の1、ア、イ及び基点第675号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点第673号の1 大船渡市三陸町綾里字砂子浜大浦崎東鼻の標識
基点第675号 大船渡市三陸町綾里字砂子浜立上崎突端の標識
方位標 大船渡市三陸町越喜来首崎灯台の中心
ア点 基点第673号の1から方位標を見通した線を基準として317度30分640メートルの点
イ点 基点第673号の1から方位標を見通した線を基準として4度965メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第312号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先(脛崎)
- (3) 漁場の区域 次の基点第675号の1、ア、イ、基点第676号、基点第675号の2及び基点第675号の1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点第675号の1 大船渡市三陸町綾里字砂子浜地先大磯島の標識

基点第675号の2 大船渡市三陸町綾里字砂子浜地先長島の標識

基点第676号 大船渡市三陸町綾里脛崎突端の標識

方位標 大船渡市三陸町越喜来首崎灯台の中心

ア点 基点第675号の1から方位標を見通した線を基準として40度700メートルの点

イ点 基点第675号の1から方位標を見通した線を基準として96度30分1,135メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第313号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	いわし定置漁業	3月1日から8月31日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先(夏茂田)

(3) 漁場の区域 次の基点第693号の3、ア、イ、基点第694号の1及び基点第693号の3の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第693号の3 大船渡市三陸町綾里字野々前茂田の標識

基点第694号の1 大船渡市三陸町綾里字田浜下沖ぬる水鼻の標識

方位標 大船渡市三陸町越喜来首崎灯台の中心

ア点 基点第694号の1から方位標を見通した線を基準として1度1,170メートルの点

イ点 基点第694号の1から方位標を見通した線を基準として45度30分1,050メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第314号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先(願松)
- (3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点第696号の1 大船渡市三陸町綾里字田浜下不動尻突端の標識
 方位標 大船渡市末崎町基石崎灯台の中心
 ア点 基点第696号の1から方位標を見通した線を基準として244度260メートルの点
 イ点 基点第696号の1から方位標を見通した線を基準として265度1,070メートルの点
 ウ点 基点第696号の1から方位標を見通した線を基準として312度910メートルの点
 エ点 基点第696号の1から方位標を見通した線を基準として25度30分475メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) イ、ウ、オ、カ及びビの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、身網を敷設してはならない。
 オ点 基点第696号の1から方位標を見通した線を基準として313度885メートルの点
 カ点 基点第696号の1から方位標を見通した線を基準として265度1,040メートルの点

公示番号 定第315号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先(大入)
- (3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点第697号の1 大船渡市三陸町綾里字田浜下中の鼻の標識
 方位標 大船渡市末崎町基石崎灯台の中心
 ア点 基点第697号の1から方位標を見通した線を基準として33度30分175メートルの点
 イ点 基点第697号の1から方位標を見通した線を基準として276度250メートルの点
 ウ点 基点第697号の1から方位標を見通した線を基準として276度760メートルの点
 エ点 基点第697号の1から方位標を見通した線を基準として333度30分890メートルの点
 オ点 基点第697号の1から方位標を見通した線を基準として35度30分525メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第316号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（重根）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第719号の1 大船渡市赤崎町字外口長崎漁港外口地区漁港西防波堤中央の標識

方位標 基点第720号（大船渡市赤崎町字外口地先大島頂上の標識）

ア点 基点第719号の1から方位標を見通した線を基準として268度780メートルの点

イ点 基点第719号の1から方位標を見通した線を基準として281度30分1,650メートルの点

ウ点 基点第719号の1から方位標を見通した線を基準として300度1,400メートルの点

エ点 基点第719号の1から方位標を見通した線を基準として300度535メートルの点

2 地元地区 大船渡市赤崎町、大船渡町及び末崎町

3 条件

(1) イ及びウの各点に海面から高さ2メートル以上のやぐら式黄色標識物標（夜間点灯式、レーダー反射装置付き）を設置するほか、沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第317号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	5月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（大坪）

(3) 漁場の区域 次の基点第727号、ア、イ及び基点第727号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第727号 大船渡市赤崎町字長崎地先桔梗島岩頭の標識

方位標 大船渡湾口南防波堤灯台の中心

ア点 基点第727号から方位標を見通した線を基準として281度302メートルの点

イ点 基点第727号から方位標を見通した線を基準として330度302メートルの点

2 地元地区 大船渡市赤崎町

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年5月1日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しな

ければならない。

公示番号 定第318号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	5月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（鶴の鳥）

(3) 漁場の区域 次の基点第731号、ア、イ、ウ及び基点第731号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第731号 大船渡市赤崎町字鳥沢地先うのどり岩の標識

方位標 大船渡湾口南防波堤灯台の中心

ア点 基点第731号から方位標を見通した線を基準として165度30分180メートルの点

イ点 基点第731号から方位標を見通した線を基準として268度30分260メートルの点

ウ点 基点第731号から方位標を見通した線を基準として327度260メートルの点

2 地元地区 大船渡市赤崎町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年5月1日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第319号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市末崎町地先（大浜）

(3) 漁場の区域 次の基点第803号の2、ア、イ、基点第803号の3及び基点第803号の2の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第803号の2 大船渡市末崎町字大浜地先貝島小磯鼻突端の標識

基点第803号の3 大船渡市末崎町字大浜地先大妻島の標識

方位標 大船渡市赤崎町長崎漁港防波堤灯台の中心

ア点 基点第803号の2から方位標を見通した線を基準として70度1,350メートルの点

イ点 基点第803号の2から方位標を見通した線を基準として104度1,560メートルの点

2 地元地区 大船渡市末崎町、大船渡町及び赤崎町

3 条件

- (1) ア及びイの各点に海面から高さ2メートル以上のやぐら式黄色標識物標（夜間点灯式、レーダー反射装置付き）を設置するほか、沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

らない。

- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第320号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先(黒崎)
- (3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点第829号の2 陸前高田市広田町字黒崎9番地3の標識
方位標 陸前高田市広田町地先椿島灯台の中心
ア点 基点第829号の2から方位標を見通した線を基準として232度30分310メートルの点
イ点 基点第829号の2から方位標を見通した線を基準として255度30分1,060メートルの点
ウ点 基点第829号の2から方位標を見通した線を基準として298度1,140メートルの点
エ点 基点第829号の2から方位標を見通した線を基準として323度400メートルの点

2 地元地区 陸前高田市広田町、小友町、米崎町、高田町及び気仙町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第321号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先(椿島)
- (3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点第835号 陸前高田市広田町字集広田崎西鼻西端の標識
方位標 陸前高田市広田町地先椿島灯台の中心
ア点 基点第835号から方位標を見通した線を基準として4度1,125メートルの点
イ点 基点第835号から方位標を見通した線を基準として37度30分2,425メートルの点
ウ点 基点第835号から方位標を見通した線を基準として60度30分1,875メートルの点
エ点 基点第835号から方位標を見通した線を基準として35度30分1,400メートルの点

オ点 基点第835号から方位標を見通した線を基準として7度30分930メートルの点

2 地元地区 陸前高田市広田町、小友町、米崎町、高田町及び気仙町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第322号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先(仁位達)

(3) 漁場の区域 次の基点第833号、ア、イ、ウ及び基点第833号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第833号 陸前高田市広田町字集地先沖青松島西端の標識

基点第835号 陸前高田市広田町字集広田崎西鼻西端の標識

方位標 陸前高田市広田町地先椿島灯台の中心

ア点 基点第835号から方位標を見通した線を基準として36度30分1,370メートルの点

イ点 基点第835号から方位標を見通した線を基準として63度30分1,030メートルの点

ウ点 基点第835号から方位標を見通した線を基準として348度360メートルの点

2 地元地区 陸前高田市広田町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第323号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さば定置漁業	4月1日から11月15日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先(夏金入)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第836号 陸前高田市広田町字久保金室崎突端の標識

方位標 陸前高田市広田町字久保大入崎突端の標柱

ア点 基点第836号から方位標を見通した線を基準として270度50メートルの点

イ点 基点第836号から方位標を見通した線を基準として247度590メートルの点

ウ点 基点第836号から方位標を見通した線を基準として284度590メートルの点

エ点 基点第836号から方位標を見通した線を基準として327度70メートルの点

2 地元地区 陸前高田市広田町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。